

様式Ⅱ 1 (2) (3)

検査等の委託・推薦等に関する事項

(平成17年3月31日現在)

制度の概要	事務・事業の名称	無線従事者養成課程事務
	事務・事業の内容	総務大臣が認定する養成課程を修了した者が無線従事者免許を受けられる制度
	根拠法令・条項	電波法第39条、第40条及び第41条
	指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）	無線従事者規則第21条に規定
指定公益法人の概要	法人等の名称	財団法人 日本無線協会 財団法人 日本アマチュア無線振興協会
	指定・登録時期	養成課程を実施しようとする都度
	法人の連絡先	日本無線協会：電話（03）3533-6022 日本アマチュア無線振興協会：電話（03）3910-7217
	指定・登録の理由等	無線従事者規則の規定に適合している。（実施の都度審査）
その他	指定・登録基準に対する問合せ（問題点の指摘を含む。）や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会に対する対応のうち、共通的事項と認められるもの等の概要	特になし。
	委託等に係る事務・事業の検査料等の料金とその積算根拠	推薦等事務に該当